

## 茨木市環境教育ボランティア登録制度実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市民が実施する環境問題に関する学習会、研修会、観察会等（以下「学習会等」という。）において技術的支援その他の支援を行う茨木市環境教育ボランティアの登録制度を実施することにより地域における環境保全活動を促進し、もって市域における環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

### (登録要件)

第2 茨木市環境教育ボランティアに登録することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) この制度の目的に賛同していること。
- (2) 市民の環境学習に貢献する意思を持ち、市と協働することができること。
- (3) 環境保全に関する専門的な技術や知識、経験を有していること。
- (4) 茨木市環境教育ボランティアとしてふさわしい資質を有していること。

2 前項に定める要件の確認は、面接その他市長が適当と認める方法で行うことができる。

### (登録の申請)

第3 茨木市環境教育ボランティアとしての登録を希望する者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、市長に申請しなければならない。

- (1) 茨木市環境教育ボランティア登録申請書（様式第1号）を使用する方法
- (2) 市長が指定する電子情報処理組織を使用して申請等を行う方法

2 前項の申請は、次の書類を添えて行わなければならない。

- (1) 写真（無帽、正面向き、上半身）
- (2) 環境保全に関する専門的な技術や知識、経験を有することを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する期間以外の期間に第1項の申請を受け付けることができる。

### (登録の決定)

第4 市長は、第3の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められた者については、茨木市環境教育ボランティアとして登録し、茨木市環境教育ボランティア登録者名簿（第6第5項及び第13において「登録者名簿」という。）に記載するとともに、茨木市環境教育ボランティア登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付する。

2 前項の審査により茨木市環境教育ボランティアとして登録しないことを決定したときは、その旨を茨木市環境教育ボランティア登録不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（登録期間）

第5 茨木市環境教育ボランティアの登録期間は、第4第1項の規定による登録をした日から翌年度の末日までとする。ただし、第3第4項の規定により申請を受け付け、登録をした者の登録期間は、当該登録をした日から第3第3項に規定する期間内に登録申請し茨木市環境教育ボランティアとして登録されている者の登録期間が満了する日までとする。

（登録の更新）

第6 茨木市環境教育ボランティアとしての登録は、更新することができる。

2 前項の規定により登録を更新しようとする者（次項において「登録更新希望者」という。）は、登録期間内に、第14の研修会を受講しなければならない。ただし、事故その他やむを得ない理由により当該研修会を受講できなかった場合においては、当該研修会以外の環境問題に関する研修の受講、自主研究その他市長が適当と認める活動をもって当該研修会の受講に代えることができる。

3 登録更新希望者は、登録期間が満了する日前50日から当該登録期間が満了する日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの方法により市長に申請しなければならない。

(1) 茨木市環境教育ボランティア登録申請書（様式第1号）を使用する方法

(2) 市長が指定する電子情報処理組織を使用して申請等を行う方法

4 前項の申請は、次の書類を添えて行わなければならない。

(1) 写真（無帽、正面向き、上半身）

(2) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、第3項の申請があったときは、第4第1項に準じてその内容を審査し、適当であると認めた者については、登録者名簿を更新し、登録証を交付する。

6 前項の審査により茨木市環境教育ボランティアとして登録しないことを決定したときは、第4第2項に準じてその旨を申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更及び登録の廃止の届出）

第7 茨木市環境教育ボランティアとしての登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、第4第1項若しくは第6第3項の申請の記載事項に変更が生じたとき又は茨木市環境教育ボランティアとしての登録を廃止しようとするときは、次の各号に掲げるいずれかの方法により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 茨木市環境教育ボランティア登録変更・廃止届出書（様式第4号）を使用する方法

(2) 市長が指定する電子情報処理組織を使用して申請等を行う方法

- 2 前項の変更の届出により、登録証の記載事項に変更があったときは、登録者は登録証を市長に返還し、当該記載事項が変更された登録証の交付を受けるものとする。
- 3 第1項の規定により登録を廃止した者は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(登録証の再交付)

第8 登録者は、登録証を破損し、又は紛失したときは、次の各号に掲げるいずれかの方法により市長に登録証の再交付を申請するものとする。

(1) 茨木市環境教育ボランティア登録証再交付申請書（様式第5号）を使用する方法

(2) 市長が指定する電子情報処理組織を使用して申請等を行う方法

- 2 市長は、前項の申請があったときは、適当と認めた者に対し登録証を再交付するものとする。

(登録の取消し)

第9 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反する行為をしたと認められるとき。

(2) 申請のときに、専門区分として登録された活動を停止したとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、茨木市環境教育ボランティア登録取消通知書（様式第6号）により当該登録者に対しその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を取り消された者は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(登録者の責務)

第10 登録者は、自らの持つ環境保全に関する技術や知識、経験を活かし、市民の自発的な環境学習を支援することにより、本市の環境の保全と創造に寄与するように努めなければならない。

- 2 登録者は、効果的な支援が行えるよう、市が実施する研修会等に参加するほか、自主的に環境学習に努めなければならない。

(活動報告)

第11 市長は、登録者の活動状況を把握するため、必要に応じて登録者に対して、茨木市環境教育ボランティアとしての活動について、報告を求めることができる。

(登録者等の紹介)

第12 学習会等を実施するため、登録者及び茨木市環境教育サポーター登録制度実施

要綱（平成27年4月1日実施）に基づき登録された茨木市環境教育サポーター（第12において「登録者等」という。）の紹介を受けようとする者（第12において「依頼者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により市長に提出しなければならない。

(1) 茨木市環境教育ボランティア及び茨木市環境教育サポーター紹介依頼書（様式第7号）を使用する方法

(2) 市長が指定する電子情報処理組織を使用して申請等を行う方法

2 市長は、前項の提出を受け、適当と認めたときは、依頼者に対し登録者等のうちから適当な者の紹介を行う。

3 登録者等が学習会等に参加するための交通費その他の学習会等を実施するために要する経費は、依頼者が負担するものとする。

4 市長は、登録者等の紹介を受けた依頼者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該依頼者に対し、登録者等の紹介を行わないものとする。

(1) 登録者等のプライバシーの保護に十分な配慮を怠ったとき。

(2) 登録者等に関する情報を営利を目的にした活動、政治的活動又は宗教的活動に利用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録者等に関する情報の提供を行うことが不適當と認めたとき。

（登録者名簿の公表）

第13 登録者名簿の記載事項のうち、登録者の氏名及び専門分野については公表するものとする。

（研修会の実施等）

第14 市長は、登録者及び登録を受けようとする者に対し、環境問題に関する研修会を実施するほか、必要な支援を行うものとする。

（その他）

第15 この要綱に定めるもののほか、茨木市環境教育ボランティア登録制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成13年7月1日から実施する。

## 附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

（準備行為）

- 2 この要綱の実施前に準備行為として行った登録申請その他この要綱による改正後の茨木市環境教育ボランティア登録制度実施要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市環境教育ボランティア登録制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月9日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市環境教育ボランティア登録制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

登録番号 ( )	申請区分 (更新・新規)
----------	--------------

様式第1号 (第3関係)

年 月 日

(申請先) 茨木市長

## 茨木市環境教育ボランティア登録申請書

茨木市環境教育ボランティアとして、環境学習への支援を行いたいので、次のとおり申請します。

氏名		(ふりがな)
連絡先	住所	〒
	案内等送付先	〒
	電話番号	
	携帯電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

※裏面も記入してください。

※添付書類

- 1 写真 (縦3センチメートル×横2.5センチメートル、無帽、正面向き、上半身) 1枚
- 2 環境保全に関する専門的な技術や知識、経験を有することを証する書類



9.0 センチメートル

(表)

		登録番号	
<b>茨木市環境教育ボランティア登録証</b>			
登録者写真 縦3センチ ×横2.5センチ	氏 名		
	登録年月日	年 月 日	
	有効期限	年 月 日	
上記の者は茨木市環境教育ボランティアとして登録を受けた者であることを証明する。			
茨 木 市 長			印

6.0  
センチメートル

(裏)

注 意 事 項
1 この登録証は、本人以外は使用できません。
2 この登録証は、他人に譲渡又は貸与はできません。
3 この登録証を紛失、盗難、破損等した場合や記載事項に変更があった場合は、直ちに連絡してください。
4 この登録証の利用に当たっては、要綱を順守してください。
5 この登録証を拾得された方は、直ちに連絡してください。
茨木市産業環境部環境政策課 (072)620-1644 〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号



様式第3号（第4関係）

茨 第 号  
年 月 日

（あて先）

様

茨木市長



茨木市環境教育ボランティア登録不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市環境教育ボランティア登録について、次の理由により不承認と決定しましたので、通知します。

（理由）



様式第5号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

茨木市環境教育ボランティア登録証再交付申請書

次のとおり登録証の再交付を申請します。

氏名	(ふりがな)
住所	〒
理由	

様式第6号（第9関係）

茨 第 号  
年 月 日

（あて先）

様

茨木市長



茨木市環境教育ボランティア登録取消通知書

年 月 日付けで茨木市環境教育ボランティアに登録しましたが、次の理由により登録の取消しを決定しましたので、通知します。

（理由）

